

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和8年6月公表）

特定事業主名：三重県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.7%
全職員	91.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	95.2%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6%
31～35年	94.2%
26～30年	94.4%
21～25年	94.5%
16～20年	91.6%
11～15年	90.8%
6～10年	94.3%
1～5年	95.6%

【説明欄】

- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.3%である。
- ・非常勤講師については、月により勤務時間数が一定ではないため集計から除いている。
- ・「役職段階別」の「本庁課長相当職」は小中学校・県立学校の校長及び教育委員会事務局の課長級、「本庁課長補佐相当職」は小中学校・県立学校の教頭及び教育委員会事務局の課長補佐級、「本庁係長相当職」は小中学校・県立学校の主幹教諭・指導教諭及び教育委員会事務局主査級の職員について集計している。
- ・「役職段階別」の「本庁部局長・次長相当職」欄は女性職員がいないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。